

第2号様式

(入札の公告)

北海道後志総合振興局告示第1038号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年4月24日

北海道後志総合振興局長 猪口 浩司

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

物品の売払（鉄くず等）37.8943 t

※電線類は、被覆の重量も含む。

上記数量は、設計上の数値であり、当該数量の受渡しを保証するものではない。
よって、実際の数量については、下見により直接物品を確認のうえ判断すること。
また、品質規格等についても下見により判断すること。

(2) 契約の目的の仕様等

別添8 売払物品一覧表のとおり

(3) 引渡場所

引渡場所の町名は次のとおりであるが、位置図や地番等は、この入札の参加資格を有する者に限り示すものとする。

ア 小樽市	3.5872	t
イ 余市町	0.8681	t
ウ 共和町	2.2895	t
エ 蘭越町	28.0315	t
オ 黒松内町	1.912	t
カ 真狩村	1.206	t

(4) 事前下見

事前下見を希望する場合は、入札参加資格の決定を受理した後、令和6年5月16日（木）までに、契約に関する事務を担当する組織（北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課）に連絡すること。

事前下見は、次の日程を予定しているが、詳細は調整の上、改めて連絡する。

令和6年5月20日（月）～同年5月27日（月）

※悪天候が予想される場合や、その他の都合により変更する場合がある。

その際は、その都度連絡する。

なお、現物の確認を行わず入札に参加した者は、現物の確認を行ったとみなすものとする。

(5) 搬出期限

令和6年9月30日（月）

2 入札に参加する者に必要な資格

令和6年4月24日付け北海道後志総合振興局告示第1037号に規定する物品の売払(鉄くず等)に係る資格(以下「資格」という。)を有すること。

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号047-8636 小樽市奥沢1丁目21番1号
- (3) 電話番号 0134-25-2143

4 契約条項を示す場所

上記のとおり。

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 小樽市奥沢1丁目21番1号 小樽建設管理部3階大会議室
- (2) 入札日時 令和6年5月30日(木)13時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ
- (4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときには、入札保証金又はこれに代える担保の納付をもとめることがある。

7 契約保証金

契約保証金は免除する。ただし、契約を締結する者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときには、契約保証金又はこれに代える担保の納付をもとめることがある

8 郵便等(物品競争入札心得に記載する郵便または民間事業者による送付とする。)による入札の可否

認める。(5の(2)に定める入札日の前日までに必着とする。)

9 落札者の決定方法

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限以上の価格で最高の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成等について

- (1) この契約は契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

12 その他

(1) 無効入札

開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い入札書に記載する金額は、消費税等相当額を含めた額とすること。

(3) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(4) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(5) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(6) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(7) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。